

「医療費のお知らせ」は 医療費控除の申告手続きに 使用できます



平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、
医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

また、「医療費のお知らせ」を添付すると、明細の記入を省略できます。

※ただし、「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費分は、
医療機関からの領収書に基づき作成した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付し、
それらの領収書を5年間保存する必要があります。

確定申告(医療費控除)に関しては、
国税庁ホームページ又は管轄の税務署にてご確認ください。

国税庁ホームページ
「医療費を支払った時」



「医療費のお知らせ」Q&A



Q1. なぜ、1～11月分と12月分に分けて発行するのですか。

- A. 医療機関から健保に医療費のデータが届くまで、2ヶ月以上かかる為です。
早く医療費控除の申告をされたい方のために、まず2月上旬までに11か月分を配布しています。

Q2. 12月分の医療費のお知らせが無くても医療費控除の申請はできますか。

- A. 可能です。12月分は毎年3月上旬までに配布いたしますが、それまでに手続きをされたい方は健保までご連絡ください。別様式になりますが2月中旬より12月分のお知らせが発行可能になります。
また、医療機関からの12月分の領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成する事もできます。その場合、領収書を5年間保存する必要があります。

Q3. 医療費のお知らせに記載がありません。

- A. 医療機関から健保への請求が遅れている場合は記載されません。
その場合も領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。



Q4. 領収書と医療費のお知らせの額が違ってきます。

- A. 病院窓口では10円単位になるよう端数処理が行われるため違ってきます。
また、保険適用外の治療などは医療費のお知らせには反映されません。
自治体の助成がある場合などはご自身で実際に負担した額に訂正して申告していただく事になります。

Q5. 記載された医療機関を受診した覚えがありません。

- A. 医療機関等の看板(通称名)と登録されている医療機関名が異なっている場合があります。

Q6. 医療機関名が「柔整師等」になっていますが医療費控除の申請に使えますか。

- A. そのままでは申告に使用することができません。領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成してください。
医療費のお知らせに補完記入する事もできますが、詳しくは国税庁HPか税務署にお尋ねください。

マイナポータルから医療費通知情報を閲覧可能(R3.9月診療分～)となりました。
ただし、マイナポータルの医療費通知情報には下記療養費は含まれません。

- ・保険者から支給された高額療養費
- ・立替払いをした時の療養費(治療用器具・保険証を忘れて受診した場合)
- ・接骨院・整骨院での柔道整復療養費
- ・保険適用外の費用(自由診療や差額ベッド代等)
- ・医療機関で個人情報が間違っており登録されている場合や請求処理が遅れている場合

マイナポータル

